明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八六）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五五二）　二
○武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書への締約国の追加に関する件（外務三九二）　二
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一九三六～一九四三）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九四四～一九四八）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一二四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一二五、一一二六）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同一一二七）　六
○国土交通大臣が講習の実施機関を廃止する件（同一一二八、一一二九）　六
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の名称の変更をした件（観光庁一六）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛二二六、二二七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同二二八、二二九）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一八五、一八六）　七

〔国会事項〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八

〔人事異動〕
文部科学省　八

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
第三者所有物の没収関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　九
会社その他
石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量　一〇

省令

○経済産業省令第八十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十条第一項の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月四日

経済産業大臣　世耕　弘成

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（石油ガス基準備蓄量の算定） **第二十二条**　法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。 2～3　［略］	（石油ガス基準備蓄量の算定） **第二十二条**　法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに五十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。 2～3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第一の第四表を次のように改める。

第4表

石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量

年　月実績

単位：トン

	数量
(1)　石油ガスの輸入関係	
①　石油ガスの輸入量	
②　輸出向け輸入石油ガスの数量	
③　石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの販売量	
④　石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの使用量	
⑤　①－（②＋③＋④）	